

2017 全国スーパー公開模擬試験第2回をご受講の皆様へ

平素は格別のご愛顧を賜り、厚く御礼申し上げます。

全国スーパー公開模擬試験 第2回 午後の部 第9問におきまして、誤りがございました。受講生の皆様にご迷惑をおかけし、誠に申し訳ございません。以下の訂正内容をご確認ください。

●該当箇所

午後の部 第9問 肢エ 問題文

誤	正
エ 反対給付を条件とする弁済供託において反対給付が未了の場合であっても、被供託者が供託受諾の意思表示をした後は、供託者は、 <u>供託原因消滅</u> を原因として、供託物の取戻しを請求することができない。	エ 反対給付を条件とする弁済供託において反対給付が未了の場合であっても、被供託者が供託受諾の意思表示をした後は、供託者は、 <u>供託不受諾</u> を原因として、供託物の取戻しを請求することができない。

●訂正理由（●補足に詳細説明）

被供託者が供託を受諾した場合、供託者は、供託不受諾を原因として、供託物の取戻しを請求することはできません。しかし、被供託者が供託を受諾した場合であっても、供託原因の消滅があったときは、供託者は、供託原因消滅を原因として、供託物の取戻しを請求することができます。例えば、弁済供託の原因となった法律行為が売買契約であった場合に、供託者は履行したにもかかわらず反対給付が未履行である履行遅滞を理由として解除されるケースが考えられ、当然、この場合には供託物を取り戻すことができます。

したがって、訂正前の問題文では誤り肢となるため、上記のとおり問題文を訂正いたします。

●成績処理

訂正前の問題文においては肢エは誤りとなり、正解となる組み合わせがないため、本問は全員正解とします。

今後はこのようなミスが生じないようスタッフ一同努力してまいります。  
受講生の皆様にご迷惑をおかけしましたこと、心よりお詫び申し上げます。



SU17286

株式会社 東京リーガルマインド  
LEC総合研究所司法書士試験部  
発行日：2017年6月23日

## ●補足

### 一 供託物取戻請求の要件

供託者が取戻請求をするためには、以下の要件のうち**いずれか1つ**を満たさなければなりません。

- 1 供託が錯誤により無効であること【**錯誤無効**】
- 2 供託後に供託原因が消滅したこと【**供託原因消滅**】（執行供託の場合不可）
- 3 民法496条の要件を充足したこと【**供託不受諾**】（弁済供託限定）

### 二 民法496条の要件を充足したこと【**供託不受諾**】について

供託不受諾を原因とする取戻請求をするためには、以下の要件を**全て**満たさなければなりません。

- ①被供託者が供託受諾の意思表示をしていないこと
- ②供託を有効と宣言した判決が確定していないこと
- ③供託によって質権・抵当権が消滅していないこと
- ④供託者が取戻請求権を放棄していないこと

まず、本肢では、①の要件を満たすかが問題となっています。すなわち、反対給付を条件とする弁済供託において反対給付が未了の場合であっても、被供託者が有効に供託受諾の意思表示をなしうるかということです。この点については、反対給付が未了の場合であっても、被供託者は有効に供託受諾の意思表示をなし得るとされています。なぜなら、供託物の還付請求と反対給付が同時履行になっている場合を想定すると、被供託者が直ちに反対給付を履行できず還付請求をなしえないときに、とりあえず供託受諾の意思表示をすることにより供託者による取戻しを防ぐことを可能とするためです。

よって本肢では、①の要件を満たしていないということになり、供託者は、**供託不受諾を原因として**、供託物の取戻しを請求することはできないこととなります。

### 三 供託後に供託原因が消滅したこと【**供託原因消滅**】について

弁済供託の原因となった法律行為が解除されたり、取り消された場合などには既に供託原因が消滅しているため供託を存続させておく必要がなくなります。よって、このような場合には、供託者は、**供託原因消滅を原因として**、供託物の取戻しを請求することができます。そして、供託者は、**仮に供託不受諾を原因とする取戻しを請求できなくなった場合であっても**、供託原因消滅を原因として供託物の取戻しを請求することは可能です。なぜなら、供託原因が消滅した場合には、その供託を存続させておく必要性が既になくなっているからです。このことは、錯誤を原因とする供託物の取戻請求についても妥当します。すなわち、仮に供託不受諾を原因とする取戻しを請求できなくなった場合であっても、錯誤無効を原因として供託物の取戻しを請求することは可能です。もっとも、供託を有効と宣言した判決が確定したことにより供託不受諾を原因とする取戻しを請求できなくなった場合については、既判力によって当事者は当該判決の判断に反する主張をすることは許されないため、錯誤無効を原因として供託物の取戻しを請求することはできませんので注意が必要です。